

○茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学付属病院（以下「付属病院」という）の管理運営上必要な事項に関し調整審議するための委員会（以下「委員会」という）設置について定める。

(委員会)

第2条 付属病院に委員会を置く。

2 委員会の協議事項は、付属病院長が別に定める。

(委員)

第3条 委員会の委員は、付属病院長が命ずる。

(その他必要な事項)

第4条 委員会の開催、委員その他この規程の実施に関する必要な事項は、付属病院長が別に定める。

付 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。